

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の
改訂に関する検討会
第2回議事録

内閣府子ども・子育て本部

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会（第2回）
議事次第

- 1．日 時 平成28年7月6日（月） 17：00～19：00
- 2．場 所 中央合同庁舎4号館（4階）共用第2特別会議室
- 3．議 題
 - （1）開 会
 - （2）幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂について
 - （3）認定こども園関係の委員からのヒアリング
 - （4）その他
 - （5）閉 会

無藤座長 それでは、定刻でございますので、ただいまより第2回「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、また、遅い時間にもかかわらず御出席いただきまして、まことにありがとうございました。

本日、田中委員におかれましては御欠席ということでございます。

議事に入ります前に、6月17日付で事務局に異動がございました。御報告をお願いいたします。

里見参事官補佐 6月17日付で子ども・子育て本部統括官の西崎文平が着任いたしましたので、御紹介いたします。

西崎統括官 よろしくをお願いいたします。

里見参事官補佐 なお、本日は、おくれておりますけれども、文部科学省からは伊藤幼児教育課長がおいでになる予定でございます。また、湯川視学官、厚生労働省からは楠目企画官においでいただいているところでございます。

無藤座長 それでは、議事に入ります。

まず、事務局より配付資料の確認と御説明をお願いいたします。

里見参事官補佐 配付資料の確認をさせていただきます。

本日は、議事次第に記載してありますとおり、資料1から6、その他机上に参考資料、本日発表していただく新宿区立あいじつ子ども園のパンフレットを御準備させていただいております。もし不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

続きまして、配付資料の御説明をさせていただきます。

まず、資料4に基づきまして「幼児教育部会取りまとめ(案)」などについて御説明させていただきます。

本資料は、6月21日に開催されました幼児教育部会で提出された資料でございます。5月30日に開催されました幼児教育部会での意見や、その他その後の追加意見を中心に修正などをされています。

本日は、修正された部分を中心に、重立った部分について簡単に御説明させていただきます。

まず、7ページの「4. 資質・能力の育成に向けた教育内容の改善・充実」、ここの3つでございます。幼児教育における主体的な活動としての遊びの明確化、友達同士のかかわりや戸外で遊べる環境が重要であるといった内容を追記しているところでございます。

続きまして、8ページの「(3) 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し」の上から4つ目のでございます。非認知的能力につきまして、前向きな見通しを持つといったことなどを追記しているところでございます。

同じく(3)でございますが、上から6つ目のです。「社会に開かれた教育課程の重要性」のところでございますけれども、身の回りのものを大切にすることを明

記するとともに、これらの意識を育む際に園内外の行事を活用することも有効といった内容を追記したところでございます。

最後の の視聴覚教材については、幼児がより深く知りたいと思ったり、体験を深めたいと思ったりした場合の活用方法などについて追記をしているところでございます。

9ページの下の方の「5．学びや指導の充実と教材の充実」でございます。

「(1) 特別支援教育の充実、幼児一人一人の特性に応じた指導の充実」の2つ目のところでございます。障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法を踏まえたところでございますが、この部分で(個別の教育支援計画)と(個別の指導計画)の説明の書き分けをしたところでございます。

10ページの一番最後「(2) 『深い学び』『対話的な学び』『主体的な学び』の充実」の のところでございますが、アクティブ・ラーニングの3つの視点につきまして、発達の過程により柔軟に対応していくことの必要性について追記をしております。

続きまして、11ページ「6．必要な条件整備等について」の1つ目と2つ目の でございますが、研修時間の確保が困難になってきている現状などから、研修の重要性であること、また、園内研修や研修の際に多様な立場にある教師との交流の機会の確保が重要であるということについて追記をしているところでございます。

ここまでが幼児教育部会の取りまとめ(案)についてでございます。

次ページをお開きください。「幼稚園教育要領の改善イメージ(たたき台案)」、横のページのものでございます。

左側でございますが現行の幼稚園教育要領の構成になっております。そして、右側が小学校・総則の改善イメージのたたき台ということで、真ん中が幼稚園教育要領の構成のイメージのたたき台でございます。

幼児教育の特性を踏まえまして、幼稚園教育の基本の内容は引き継ぎつつ、幼稚園、小学校接続の一層の強化の観点から、可能なところは小学校の改善イメージ(たたき台)と共通化を図っているということでございます。

赤字の部分につきましては、小学校の学習指導要領改善のイメージたたき台との相違点、アンダーラインにつきましては、現行の幼稚園教育要領との相違点ということになっております

特にこれまで第3章につけておりました指導計画の作成に関する事項、1ページの一番最後のところですが、「教育課程編成の基本」のところでは2つ目のポツで下線部が引いてあるところ、「全体的な計画の作成の配慮事項など」、ここにつきましては、これまで3章に位置づけていたところでございますけれども、今回については総則のほうにつけることになっております。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(仮称)」を第2章に新たに位置づけることが現行の幼稚園教育要領との大きな相違点でございます。

幼稚園教育要領につきましては、こういった章立ての変更がございましたけれども、あわせまして、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領につきましても、こういった章立て

についても、今後、先生方には議論をしていただければと考えているところでございます。

簡単ではございますが、「幼児教育部会取りまとめ（案）」等についての説明は以上でございます。

そして、もう一つ、資料5でございます。前回第1回の検討会において先生方からいただいた御意見について、幼保連携型認定こども園の配慮すべき点につきまして、それぞれの内容ごとに先生方の意見を取りまとめた内容でございます。これについてはまた後ほどごらんいただければと思います。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

無藤座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの御説明につきまして、御質問などございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今日の本題でありますけれども、認定こども園関係の委員からのヒアリングということでお願いしてございます。岡村宣委員、渡邊郁美委員、渡邊英則委員のお三方にそれぞれ認定こども園の現状及び課題等につきまして、御説明をお願いしてございます。お1人20分程度で御説明いただいて、3人の御説明が全て終わったところで委員の皆様方に質疑、討議の時間を設けたいと存じます。

順番ですけれども、岡村委員、渡邊郁美委員、渡邊英則委員でお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、岡村委員、お願いいたします。

岡村委員 認定こども園ポプラの木の岡村です。

僭越ですが、五十音順ということだと思しますので、お先に私の意見を述べさせていただきます。

最初に、皆さんのお手元にあります私の資料に入る前に、教育・保育要領が告示されたのが2年前、そして、新しい制度における新幼保連携型認定こども園が教育・保育要領によって営みを始めたのが昨年のことですので、この教育・保育要領で私たちが現場で教育及び保育をなしてきたのはまだ1年だということです。その中から、改訂の内容を具体的に出してくるのはまだまだ取り組みとしては足りない中では出さなければならないということでは、感想のような部分が多くなるかもしれません。現場で感じていることを皆さんにお聞きいただければということでもまとめてみました。よろしく申し上げます。

まず、1つ目の項目ですが、現行の教育・保育要領による実践と、そこから見えるものの中で、多様な子どもたち、園児たちがいることへの配慮、一人一人の状況に応じた教育及び保育の内容の中から、1つ目に挙げているのが、各認定こども園の1号認定、2号認定、3号認定のボリューム、利用定員の違いにより違ってくる姿があるということを述べています。

ここに挙げているのは、私が所属しています学校法人栄光学園の4つの認定こども園の状況ですけれども、4つとも0～2歳の利用定員は60人です。要するに、認可認定が60人。

その中で、60だったり、55だったり、50だったり、現状に合わせて利用定員が設定されているわけですけれども、3～5歳の定員が、3歳児が30人、15人15人で2クラスに分けていたりするわけですけれども、4歳児が30人、5歳児が30人という形が、ポプラの木とぶどうの木なのです。そこでは、0～2歳児が15人、20人、25人という定員で動いていますので、大体25人～28人が3歳児に進級していきます。そうすると、3歳児に30人いる中の27人は集団の経験がある子どもたちが3歳、わずか3人の子どもたちが新しく入園をしていくという状況がここでは見えてきます。利用定員としては、そこにあるように、2号認定が75人、1号認定が15人という形で、3号認定から上がってくる子どもたちがほとんどの中では、1号認定がわずかな人数になっていくということになります。これが0～2歳の定員が例えば40名だとすると、2歳から上がってくる子どもたちが15名程度ですので、新しく入ってくる子どもたちが半分ぐらいになるということでは、半分半分のバランスになるということで、ここで配慮する状況、子どもたちへのかかわりかたというのは、このバランスで随分違ってくるという面があります。

それから、オリーブの木、くるみの木では、3歳児が20掛ける2クラスの40、あるいは20掛ける3クラスで60というボリュームになりますと、同じように25人以上上がっていったとしても、半分あるいは半分以上が1号認定で入ってくる子どもたちということになっていきます。

このように、恐らく全国のさまざまな地域、状況、利用の状況の中で、認定こども園はそれぞれの集団の経験があるなしのバランスが違っているのだろうということが推測できますし、確かに私の法人の中でもそういうことになっているわけです。

そこで、私が感じていることは、一番下に書いていますが、3歳以降でも個別の配慮を豊かにしていく。多様性の中ではこれは大事なことになるということです。既に教育・保育要領の中で語られているのですけれども、0～2歳については教育及び保育の計画は、個別の計画を立てていくことになります。そして、3～5歳についてはそれぞれの年齢、クラスの計画を立てていきますが、それでも3～5歳の一人一人の状況を踏まえた個別の配慮を考えた上でのクラスの計画、学年の計画ということになりますので、その一番基本のところには個別の子どもたちへの理解、配慮というものがあるということになります。先ほどのバランスの違いがもしあったとしても、その中で個別にこの子はこの子としっかりと見届けながら、そこにさまざまな配慮を行き届かせていく、言葉を添えていくことが必要になってくるということになります。

そして、その中で感じているのは、集団の経験を持っている子どもたちが初めて集団の中に入ってくる子どもたちの支えになっていく、リードしてくれている。これは違うからこそ響き合える、多様だからこそ響き合える、そういう豊かさがここには見えているということなのだと思います。決してそれは難しいことではなくて、子どもたちがこれまで経験してきたものを響き合わせている姿として、そこには豊かさが見えていると理解をしていくときに、決して苦しいことではなくて、楽しいことが起こっている場所と見えていく

のだと思います。

2 ページ目、3 歳から入園する園児の状況への配慮の必要性を書きました。保育専門委員会の委員もさせていただいている中で、1月の委員会で、家庭で育てて3歳から入ってくる子どもたちの中に、愛着障害といってもいいかもしれませんが、アタッチメントがうまくいっていない子どもたちがふえていることを、福島県という場所で私は感じている部分があります。ことしも、オリーブの木には60人の3歳児がいるわけですが、新しく30人ぐらい入ってくる中の10人ぐらいの子どもたちが少し不安定さを感じています。それがオリーブの木だけなのか、地域全体なのかわかりませんが、それだけ家庭で子育てをしているお母さんたちが、放射線不安だとか、あるいはここで周りに相談する相手もなかなかいないという状況もあるかもしれません。そんな中で、ここで子育てをしていいのだろうか、食べるものは大丈夫だろうか、いろんな不安の中で、笑顔のないお母さんのもとで子どもが育っていく、不安がいっぱいのお母さんのもとで子どもが育っていくというときに、アタッチメントがうまくいかないということがそこで見えている。そういうことが実は福島だけではないのかもしれないということを思わされています。

家庭で0～2歳、在宅で子どもが育っている場所で、親子の関係がどのようになっているのか、よく言われることですけれども、今日も電車に乗ってきた中では、ベビーカーに乗っている赤ちゃんの隣でお母さんはスマホを見ているとか、本当は子どもと向き合う、言葉を交わす場所がほかのものに占領されているということが家庭の中でも恐らくあるのだらうと思いますし、お母さんたちがさまざまな支援事業の中で支えられていればいいのですが、そこにかかわりなく自分で一生懸命頑張っている。もし、そういう場所がたくさんあるとすれば、そこは子どもたちにとってみても不安な場所になっているのかもしれないということを思います。そういう意味では、3歳から入ってくる子どもたちの3歳までの育ちを、認定こども園の私たち受けとめる側ではどのように理解し、そして受けとめていくのか、あるいは配慮していくのかということとはとても大事なことになっていることだと思います。

幼保の機能が一体的になっていない場合が散見されます。これはぜひ都道府県、市町村の担当の方々も御理解いただきたいのですけれども、新制度が施行されて、さまざまな園を見てまいりました。その中で、3～5歳が、例えばここにあるように、3歳児、4歳児、5歳児3クラスずつある園が、2クラスは幼稚園児、1クラスは保育園児と分かれている。極端ですけれども、幼稚園の2クラスは制服を着ていて、保育園の1クラスは制服がない。1日のデーリープログラムも2クラスと1クラスで別物が動いているという園を私は複数見かけています。

そんな中で、改めて認定こども園とは何なのだろうということをおも悩みながらいろいろアドバイスさせていただいているわけですけれども、結局、同じ建物の中に幼稚園と保育所が同居しているだけになってしまっていて、認定こども園で求められている保護者の就労等の変化に左右されないで、子どもは同じ環境、同じ友達の関係、先生との関係の中

で保育が継続されていく、生活が守られていくということが、そこでは実現されなくなる場所になるわけです。お母さんが育休に入れば、2号認定の保育所機能のところからほかの2クラスの幼稚園機能のほうに移らなければならないということになっているわけで、それは認定こども園の姿ではないでしょうし、「一体的に」と語られているこの言葉が理解されていないということになるわけです。

私の資料でいくと下のほうに第1章第2節解説書63から64と書いてあるのですが、皆さんの机上の資料では、教育・保育要領の61ページ目のところに、教育及び保育を一体的に提供するための創意工夫ということがしっかり書かれているわけですね。第1章第2節のうち、全体的な計画の作成の中に書かれているのですが、そこにはこのように記されていて、「ただし、これらの全体的な計画は、さまざまな時間、年齢、場所の計画を集めて、全体的な計画をつくるのですが、これらの計画はそれぞれに作成するものではなく、幼保連携型認定こども園においては、教育及び保育の内容についての相互関連をはかり、調和と統一のとれた計画であることが重要である。その際、各幼保連携型認定こども園や地域等の人的、物的な環境の条件等を踏まえ、それらを十分に生かして、園児一人一人にとっての園生活がよりよいものとなるよう、創意工夫することが求められている。」創意工夫ということがとても大事なこととして書かれていて、その前の部分では一体的に教育及び保育が提供されることが大事なこととして書かれている部分があるわけですが、ここが十分に受けとめられていない。これは下の全体的な計画の部分でもそうですし、クラス編成、あるいは認定こども園そのものへの理解というところでは十分に行き届いていないという部分があるように思います。

1日を包む、一体的な計画への誤解ということも、今、お話ししたようなことになります。前回、一番最後のところで意見を述べましたが、認定こども園の「教育課程を含む全体的な計画」は「編成される」べきものだということを改めて思いながら、今、現場でこの計画によって教育及び保育をしているところですが、その中でも特にデーリープログラムをどうすればいいのだろうということが、現場でよく聞かれる言葉です。これは共通利用時間、お昼過ぎまでの標準的な教育時間というところに、1号認定の子どもも2号認定の子どもも一緒にいるのだけれども、そこで同じ経験ができるようにどういう計画を立てるのかということと別を立てなければならない。どのように立てようかと考えている園が少なくないのです。

これは本当にそういうことなのだろうか。本来、一体的にということの中には、子どもの1日の生活を包むものとして、短期の計画、週案、日案という計画は立てられていく。その中で、標準的教育時間はコアタイムとして全ての子どもたちがいるということも踏まえながらも、では、午後の時間は別の計画かということ、そうではなくて、その1日を包むような計画の中でねらい及び内容が設定されていて、こんな遊びが始まるだろう、こんなやりとりが始まるだろうということが、1日を包む形で流れている。それはお昼過ぎまでの時間から続いていく夕方までの時間の中にも同じ計画とされていく環境、流れがあると

ということなのだろうと私は理解をしているわけです。

ともすると、「標準的教育時間」と「保育標準時間」「保育短時間」というものが、お昼過ぎまでのところに教育があり、午後の部分は保育という誤解につながってしまっていて、実はこれはそうではなくて、それぞれの家庭が標準的教育時間の1号の認定を受けて利用するのか、あるいは短時間、標準時間の保育認定を受けて利用するのか、時間とお金のことを言っているだけの話であって、子どもにとってみれば、朝から夕方まで全ての時間に教育及び保育が豊かに息づいている場所が保障されるべきなのだと思うわけです。保育認定と、教育及び保育の内容というところが連動しないように、どこを切っても、午前中を切っても、午後を切っても、教育及び保育は豊かにある。年齢の高いところにも低いところにも教育及び保育が豊かにある。そういう場所としての理解が改めて必要なのだろうと思います。

時間がなくなってきました。やっとプレゼンになります。

(PP)

ポプラの木では、これまで、当然、認定こども園ですから、子育て支援事業を工夫してきたわけですが、御存じのとおり、新しい制度の中でも1号認定の主幹保育教諭、2号、3号認定の主幹保育教諭の2人体制の中で、この働きを担うことができるようになって、とても豊かになりました。毎日動いています。皆さんの資料の6ページ以降につけていますけれども、主幹保育教諭のうちの一人在去年1年間このことを充実させようということとで、一生懸命やってきました。本当に豊かになっています。これは広場型を超えて、センター型と同じような働きをここで担うことができます。出前保育までやっています。地域のさまざまなところまで出向いて行って、孤立するお母さんがいないようにということとを大事にしながら、いろんな人と出会っていきこうということをやっているところです。

(PP)

そのための部屋はなかったわけですが、階段を上ったところの職員のロッカーに全部鍵をつけてあかないようにして、そこを少し改装して、子どもたちが、またはお母さんたちがそこで集まってさまざまな経験、やりとりができるような場所を用意して、1週間を過ごしています。そこで行われている事柄はさまざまな計画があって、7ページの6月号の支援だよりを見ていただくと「みんなであそぼう」とか「クッキング」とか、きのうもとてもおいしいものをつくって、一緒に食べて、私もおこぼれにあずかりましたけれども、とても楽しい場所がそこにはあって、お母さんたちが出会ってくださっている場所にもなっています。

けれども、2つのことを考えていただきたいのです。1つは、子育て支援のこの場所は来る方々がとても固定的になっていくのです。ある人は町のセンター、ここ、ほかの保健センター、いろんなところ、ジブシーと呼んだりはしごと呼んだりしますけれども、同じ顔ぶれの方々が利用している。本当に孤立している人たちはそこに出てこられない方々がいらっしゃる。そこにどうやって支援を届けていくのか。これは一番最後に書いてありま

すけれども、保健師の方だとか、民生児童委員の方々とか、アンテナになっていただいたり、いろいろな意見を交わしたりしながら、地域の中に目を届けていくことがどうしても必要だと。ともすると、支援センターというのはこの事業をやっています、これとこれをやっています、だから支援センターとして十分ですと考えられがちですが、あれはあくまでもいろんなニーズに応えていったらこれだけのことになりました、でも、もっと孤立している人がいるとすれば、その人に届くことをやらなければならない、そういう思いをいつも持っていなければならない部分なのだろうと思います。

もう一つは、支援センターというのは、ともすると支援の担当者にとっても孤独な働きになってしまいます。保育の現場から離れた場所の出来事になっています。でも、認定こども園でやることで、子ども連れのお母さんが一緒に来て、小さい年齢の子どもたちにとってみれば、ぼくのママはいないのに、あの子のママはどうしているのということが、最初はひっかかったりしますけれども、それが当たり前になっていったときに、どの保育者もサポートに回れる場所になっています。

(PP)

また、去年、主幹保育教諭の一人が子育て支援を担当して、もう一人が現場を担当していました。ことし入れかえました。去年現場を担当した主幹保育教諭がことしは支援をやっています。そういう形で、園全体の取り組みになるようにということをやっていますし、一人一人の保育者が、これは私の事業ではないではなくて、私もかかわることとして、お母さんに寄り添うということを一生涯やっている場所になっています。

(PP)

出前保育も今、とても喜ばれながら、多くの方々に出会う場所としてやろうとしているところです。

(PP)

最後に、あかみ幼稚園のことも少し御紹介しておきたいのですが、保護者の主体的な活動のきっかけ、展開への支援ということで、4ページの上のほうに書いてあります。例えばお母さんたちは、自分たちでサークル活動を始めていったり、それがNPO法人としての活動になっていたりというのが、栃木県のあかみ幼稚園ですけれども、とてもすてきな場所がそこにはできてきています。

(PP)

保護者、親たちが顔見知りになっていくためのサポート、保育を通して子育ての楽しさややりがいを感じるためのサポート、右下のほうは、お父さんたちが一緒につくったりしていますし、釜たきで一緒に焼き物をつくったりということも、保護者の活動の中で、地域の中で息づいていたりします。

(PP)

そして、「Re.(リードット)」というのですけれども、NPOまで立ち上げて主体的な活動に広がったりしています。ここまで進めていくというのはなかなか大変なことですが、

これは園の単独の努力の中でここまでいっているわけで、これが本当に地域を包むような新しい制度の中で幼保連携型認定こども園あるいは地域のさまざまな機関が連携してこういう動きができていけば、本当に孤立する方々に届く、保護者の皆さんが改めて自分たちが主体的にということが醸し出されていくような場所になっていくのではないかということをおもわれています。

最後に、新しい教育・保育要領改訂のことについてですが、アプローチプログラムとスタートプログラムについては、資料の最後のところに、これもあかみ幼稚園のものをつけてありますが、佐野市、あるいは栃木県の教育委員会がかかわるような形で小学校との連携が上手に動いている例を載せさせていただきました。私たち福島でも一生懸命やろうと思えますけれども、小学校の側が響いてくれなければ連携は進まない。そして、一緒にカリキュラムをとるところまでいこうとするのであれば、それこそ市町村の教育長が各小学校に進めるということをお願いして、こちらからも向こうからも協力の思いを豊かにしてやっていかないと、これは進まないということをおもわれています。

職員のキャリアアップと同様に、組織としてのステップアップというものをそこに書かせていただきました。0～2歳の保育所を3～5歳の幼稚園にセットして動いたポプラの木なのですけれども、最初の2年はとにかく新卒の職員が18人もいるような中で、手取り足取りトップダウンで一生懸命指導していきましたが、0～2歳の保育園から3～5歳の幼稚園へというのは、3～5歳は幼稚園でしかないわけで、2年目に手続をして3年目からは並列型にして、3～5歳は幼稚園、保育園両方の機能があるようにしたのです。そうすると、ここでは幼稚園、保育園と呼ぶことができない場所になりましたし、職員のシフトは1つになりました。会議もさまざまな計画も1つになりました。これが私たちは今、セカンドステップと言っているのですが、5年目からはサードステップにということで、もうトップダウンはやめるから、私たちは方向性は示すけれども、現場の先生たちがああしよう、こうしようと言っているんな意見を出して進めてみようということで、サードステップ、同僚性を発揮してということを進めてみたのですが、とてもすてきなことが起きています。1年目は戸惑いながらだったのですけれども、2年目には毎月のように各クラスから食育の計画が出てきて、いろんな工夫が響き合って生まれていってということでは、去年は2年目、6年目になりますけれども、とてもすてきな1年を過ごしました。

そこで、中堅、ベテランの職員がまた学園内で異動していったので、2歩進んで1歩下がったような形で、ことしまたやり直すわけですが、職員同士が同僚性を発揮して、いろんな知恵を出し合って、高めていくという場所として、教育・保育要領の中にも質の向上ということを書いていくのがふさわしいだろうと思えますし、最後の章立てのところでは書きましたが、幼稚園教育要領は3章立ての中で本当に教育の内容について熱く語ってきたもの、保育所保育指針はもともと13章立てで、保育の運営の指針まで含めて地域や子育て支援のことも含めて書かれていたものが、今、7章立てになっていて、今の検討の状況では5章立てぐらいがどうだろうかみたいなことも話し合われているわけですね。

教育・保育要領も、教育・保育の内容の豊かさというものは、幼稚園教育要領の検討の内容、保育所保育指針の検討の内容との整合性を図る上で受けとめながら、ここも子育て支援の事柄、質の向上の事柄というのは、章を別に立てても保育所保育指針の章立てのようなことを受けとめて、こちらも3章立てではない章立て、課題を明確にした章立てが必要なのではないかということを感じています。

随分早口になりましたが、以上で終わらせていただきます。

無藤座長 ありがとうございます。

最初に申し上げましたように、質疑は3人の委員まとめてということで、よろしく願いたいします。

では、2番目でございますけれども、渡邊郁美委員、お願いします。

渡邊委員 あいじつ子ども園の渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、本園の概要を少しお話しさせていただきます。要覧をごらんください。

本園は、新宿区の中でも千代田区の近くにありまして、最寄り駅は千代田線神楽坂、大江戸線牛込神楽坂です。神楽坂のメイン通りまで5分ほどのため、日本文化、伝統をとっても重んじる地域です。保護者も穏やかでとても協力的です。

園児数が187名、職員数が正規30名、非常勤が24～25名で、用務と給食で15名程度なので、職員約70名で運営をしております。

次に、要覧の中にありますデーリープログラムをごらんください。朝7時半から19時30分までの12時間開所で、0～3歳は全員長時間、2・3号認定、4～5歳は、各学年とも短時間が30名、長時間が30名で、4～5歳合わせて120名、1・2号認定の幼児となります。

それでは、資料2をごらんください。

(PP)

本園の乳幼児の多様な保育年数、保育時間の状況です。要覧に学年別の在園児数がありますが、4歳児と5歳児は短時間児と長時間児が同じクラスになっておりまして、ともに生活しています。保育年数を見ても、4月には、4歳児が60名中、短時間児が30名、長時間児が10名、新しく入園してきまして、持ち上がりが20名となっていますので、本園での保育年数は1～2年が多くなっています。

(PP)

また、下の表、在園時間では7時30分から9時までに98名もの園児が本園で過ごしていることがわかります。

(PP)

この表の数値から、改めて朝のクラス別になる前の時間帯の環境を工夫する必要があるということもわかりました。この時間は基本的には当番が担当しますので、現在ももう少し工夫が必要である課題として捉えて、今年度、朝環境プロジェクトを立ち上げています。

これは遊戯室で3～5歳の様子です。来年度は、もう少し環境を工夫した状況をお示しできるようにしたいと思います。(PP)

9時から昼食後までは4～5歳は短時間も長時間もみんな各学級別で過ごしております。

(PP)

昼食後からは、4～5歳の長時間は午睡です。短時間は担任と保育室や園庭で遊んで過ごしております。

(PP)

学年を混合にして年齢別で過ごしております。この時間から18時30分、延長の19時30分までは当番の担当になっております。

(PP)

それに対応するため、昨年度から研究保育などもその時間帯にしております、少しでも園全体で、子どもたちにとっての午後の時間の状況や意味を探りつつ、資料にもありますように、保育について考えていました。先程の御説明にもありましたように、1日の自然な流れを大事にしながらも、この時間帯が当番制になってしまうので、どうしても工夫改善がしにくい時間帯です。分断するというつもりではないのですが、少しこの時間帯に力を入れてみたいということで、全園で考える取り組みもいたしました。

(PP)

その取り組み、試みから得られた事として、在園時間や保育時間の日数の異なる園児への具体的な保育者の動きとして、

(PP)

子どもたちが楽しく過ごすために、職員の連携については正規、非常勤の方々の時間のない中でも引き継ぎがとても大事である事が分かりました。ちょっとした言葉をつないでいくことが、子どもたち一人一人の様子の伝え合いによって、楽しく興味を深めて、子どもゆったりした時間が過ごせることを保障することにつながっているのではないかと気がきました。

(PP)

資料の2ページ目になりますが、遊びや活動においては、15時以降の遊びや保育の様子を、翌日、担任がその場にいなかった幼児に詳しく知らせていくことが、短時間児と長時間児の遊びを円滑につないでいく要因となるということもわかりました。

5歳児になると、幼児同士、誰が何時に帰るかということをはほとんどわかっているので、生活スタイルをわかり合って、幼児同士でいなかった時間に行われていたことが伝えられるようになってきます。短時間と長時間がよくわかり合って遊べるようにするためには、本園の場合は4歳のときの担任の伝え方、いなかった時間の伝え方がキーポイントになるのではないかとということがわかりました。

(PP)

また、長期休業中と幼稚園の場合は言うのですが、本園ではこの時間を「アットホームタイム」という名称にしています。預かりと長時間の子どもたちは来ておりますが、ほかの子どもたちは休業に入っています。そういう時間帯、さまざまな外部の人材活用を行っ

て、さまざまな経験を広げています。

(PP)

4～5歳では、長時間と預かりだけでも約合計90名の子どもたちは園にいる状況ですが、例えば大学生との連携であるとか、学童クラブとの連携であるとか、中学校の部活であるとか、さまざまなところと連携しています。今後は、園が外部からの教育力を活用するだけでなく、広く社会の中で子ども理解に役立てていく場として、提供できるようになることも必要なのではないかと考えているところです。

(PP)

次、1日の生活リズムの多様性に配慮したこども園ならではの生活をつくっていくという点については、時間も迫っておりますので、資料に本園の指導計画等が入っていますので、後ほどご覧いただければと思います。

(PP)

それでは、こども園ならではの子育て支援の内容、保育・教育への生かし方に入っていきたいと思います。

(PP)

要覧にも載せておりますが、子育て広場(ことりクラブ)、一時保育(さくらんぼ組)、子育て相談と、大きく3つに分かれております。子育て広場の方と、保育・教育との連携ですけれども、日々の保育にどう生かしているかということ、誕生会とか学芸会とか音楽会の出し物を広場にきた子どもたちに披露したり、協同的な遊び、遊園地ごっこ等へ招待したり、園行事への招待をしています。

主に、ことりクラブに来る子どもたちというのは0～2歳児です。未就園児の保護者の方に見てもらったり、小さい子に喜んでもらうことを経験し、園児はとても励みになっているようです。こういう活動があった時、ぜひともこれを披露したいと担任が思った時は、随時、子育て担当者と話し合いをして、実現しているようです。

一時保育は、月曜日から土曜日まで実施しております、8時30分から17時までの8時間、0～2歳の1日4名で、毎月前月の抽選会によって平均倍率4.5倍ぐらい、1日3,400円でお預かりをしているところです。区が一括して振り込み形式で集金をしてくれております。

教育・保育との連携では、リピーターが多いときは乳児組と一緒に遊んでいたりと、幼児が制作したプレゼントをあげたりということをしております。

(PP)

これは広場のほうの事業です。

(PP)

これがさくらんぼ組の様子です。一時保育の保育室の様子です。

(PP)

一時保育の子どもたちとも、園児は、園庭とか、遊戯室・廊下でかかわりを持って、話

しかけてみたり、兄弟関係のない子どもたちでも一緒に園庭等がかかわるというような姿が見られるようです。

(PP)

子育て相談も9時から17時まで電話で受けております。

後ほど資料をごらんください。

(PP)

最後に、新しい幼保連携型認定こども園の教育・保育要領について、私の考えたところでお話をさせていただきたいと思います。

まず、私は幼保連携型の現行の教育・保育要領の中の第3章の指導計画作成に当たって配慮すべき事項、第2の特に配慮すべき事項に関する点とその他と、先ほどもお話があったのですが、幼児教育部会のまとめ(案)との関連、児童部会保育専門委員会中間まとめたたき台と関連しての4点からお話をさせていただきたいと思います。

(PP)

まず1点目ですけれども、この3章の中の6の障害のある園児の指導についてということで、障害のある園児には個別に介助する職員の協力体制がないと、私たちの保育として進めていくことができないので、短期の指導計画の場合も介助する職員の役割や動きも考慮しております。6の中にぜひとも園内の職員の連携、協力体制のもとという文言を入れていただきたいと思います。組織的にという内容に含まれるとも考えますが、もう少し具体的にそのところを入れていただけるといいかなと思います。そういう方々の励みにもなるのではないかと思います。

幼児教育部会の5の特別支援教育の充実というところとも関係してくると思います。

次に8、特別に配慮を要する園児についてということで、これは解説書レベルと考えておりますが、専門機関との連携とともに、「特別支援に関する研修の内容を生かす」というような点、新宿区の場合には、研修を非常勤の方等にもやっていただいているので、こういう研修も活性化されるということと、そういう研修も保育の中で生かすというような文言を入れる事を、ぜひとも御検討いただきたいと思います。

10番、園児の発達や学びの連続性の確保についてということで、こども園における生活から、学校生活に円滑に移行できるようにするための配慮ということについての、加筆の御検討をいただきたい。小学校教育への円滑な接続というのは載っているのですが、地域の保・幼・小合同会議の課題として、教育内容よりも生活面の方がずっとたくさん課題として取り上げられますので、この辺のところを実態に即して入れていただけたら思っております。

(PP)

それから、その他ですけれども、保育教諭の研修について、これは参考として解説書への加筆でいいかと思えます。保育指針の中には職員の資質向上という章がありますので、それと関連して書かれるとよいのではないかと考えております。

(PP)

次に、幼児教育部会まとめと関連する事項からですけれども、幼稚園教育要領等の構成の見直しに関して、総則の見直しということは幼児教育部会の方でもすることになっておりますので、カリキュラムマネジメントや学習指導、方法の改善などの各学校種共通で示された学習指導要領等の総則については、それにならうような形で御検討いただければと思っております。そして、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目におきましても、小学校に行くのは連携こども園、保育所、幼稚園、全部小学校には同じ状況で幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を達成して行かせたいと思っておりますので、これについてもぜひとも含めるということでの御検討をいただきたいと思っております。

(PP)

そして、幼児教育部会のまとめの中で、幼児教育において育みたい資質・能力、私の資料の最後のページの裏表にございます図です。3本柱になっている資料と、今、申し上げました幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目、この資料が文科省の審議のまとめと共に付けられて公表されるのか、その辺のところは、私は把握していませんけれども、教育・保育要領のまとめにも、この資料が付けられると、周知をするときに説明がしやすいと思っておりますので、ぜひとも御検討をいただきたいと思っております。

最後です。児童部会のまとめから、これは検討していただきたいというよりは、大切なこととして、現行の教育・保育要領の中に、すでにある部分についてですが、新しく児童部会として、「幼児期からの保育の積み重ね」「主体性を育みながら行う」「自己肯定感を育むため、保育者の応答的なかわりが重要」というところを児童部会の方で改めて加えていくということなので、この教育・保育要領でもこの辺のところは大切に扱っていただければと思っております。解説書の方でさらに詳しく書いていくなどするとよいと思っております。

(PP)

(4)の災害発生時の対応を保育者と共有することが重要ということも入っておりますので、同じくこの辺のところも漏れなく次期改訂のときにも入れていただければと思っております。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

無藤座長 ありがとうございました。

それでは、3人目ということで、渡邊英則委員、お願いします。

渡邊委員 ゆうゆうのもり幼保園の渡邊です。よろしくお願いします。

お二人の先生の話聞きながら、ゆうゆうのもりの話をしていくのですが、20分ぐらいの時間の中で何を言うか結構悩んではきました。

平成17年から幼保一体型施設を横浜市の公募によってやることになったのですが、一体型に展開されるということがどういうことなのか、教育・保育要領というところの中で、教育は何か、保育は何か、また、子どもが育つということはどういうことなのかということ、保護者も含めて地域の人たちにどう伝えていくかという問題を考えなければい

けませんでした。幼保一体型で展開されるということは、保育園とか幼稚園という話ではありません。そうとなると、今日の議題の一番最後のところにある、新たな教育・保育要領の望むことの話になるのですが、私は幼稚園部会に入っはいるのですけれども、幼稚園部会の議論と保育所保育指針の部会の議論で合わせるという発想は認定こども園ではずっとやってきたので、そろそろ幼保連携型認定こども園についてきちんと議論され、乳幼児期子どもたちがどう過ごしていくのかということが大事にされながら、それが幼稚園ではこうとか、保育園ではこうとかと分かれるような議論の仕方でもできたらいいなと思っています。そのことに応えられるような資料になっているかどうかわかりませんが、お手元にパワーポイントの文章部分を資料として配付してありますので、あとは写真などを見ていただけたらと思います。

(PP)

そもそもは、私の園は横浜市から公募の中での要望があって、0～2歳が60名の社会福祉法人と、3～5歳を180名の幼稚園を一体型の幼保園でスタートしました。平成19年に認定こども園になって、平成27年には今度は新たな認定こども園として、社会福祉法人をなくして学校法人に統一しました。

(PP)

その形がこの図なのですけれども、1番目が0～2歳から幼稚園に行くという形。2番目が、幼稚園と保育園は別々にやる。このパターンは横浜市にある認定こども園に結構多くて、幼稚園の横に新たに保育園をつくって、保育園に朝来て、そこから幼稚園に行って、幼稚園が終わったらまた保育園に戻るといった形での、認定こども園です。3番目の形の認定こども園は幼保園は0～2歳も3～5歳も1つの園だという発想で、その園をどうつくっていくかが問われています。

ここに書いてある「特定負担金の問題」というのは、ここでの議論とはちょっと違うのでしょうかけれども、昨年新しい制度になるといったときに、入園料を幼稚園の方にいただいているときに、保育園の方たちにもおつき合いいただけますかといったときに、幼稚園の保護者の方たちは、逆にこれまで保育園の人からは入園料をとっていないのですかという話になりました。1つの園をみんな使っているのだったら、それに対してみんなでお金を出し合うのは当たり前ではないかという、保育園と幼稚園の文化の違いみたいなところもありました。本当に、幼保の区別なく一園としてどのように保育と教育を進めていくかというのは、難しい問題であることは確かです。

(PP)

ゆうゆうのもり幼保園の人数に関しては、ちょっと説明が難しく、1号と2号と3号認定こどもという区別だけでなく、1号認定こどもであっても、横浜市の預かり保育を利用している長時間の子もいます。保育者も40名近くの人数で動いています。

ゆうゆうのもりが平成17年に開園したときに、横浜市ではその当時から待機児対策に力を入れていて、子育て支援事業本部をつくって、3年間で8,000人の保育園の定員増をやる

という計画の中に、幼保一体型施設をつくる計画がありました。そのときに、1つぐらいは子どものための施設があってもいいのではないかと、ゆうゆうのもりを開園させました。

(PP)

子どもの動きや遊びなどを考えて、管理的ではない園舎をつくろうと、大人にも開放的で、長時間子どもがいても居心地のいい場所をつくろうと、保護者もほっとできる空間をつくろうと園舎を設計しました。また、遊びというところでは、「ゆうゆう(悠遊)のもり」というのはゆったり遊ぶと書いてあるように、もともと子どもが遊ぶ施設だということをイメージして、このような園舎をつくったり、ネットで遊んだりできるようにしました。

(PP)

このような園舎や園庭は、開園当初はすごく親から苦情が来ました。子どもを管理できるのか、保育者は子どもを見てくれるのかと。ただし、今になって見ると、こういう園舎や園庭で思う存分遊んでいると、親たちのほうが、この園に入れたい、こういう生活をさせたいと思ってくれるような人たちが増えてきています。そういう意味では、園舎や園庭から出すメッセージとして、本当に子どもが過ごす生活はどんなことが大事なのか、どういう環境がいいのかということを出していることは大事です。それをやらないと、どうしても長時間の保育になって、保育者の仕事が多くなり、子どもの管理を優先するような保育にならざるを得ない。現場はそうせざるを得ない状況があるのだけれど、そうではなくて、こういう園舎で0歳から5歳まで過ごした子たちが、園舎を縦横無尽に使いこなしていくような子どもたちに育つのと、保育者が見ていなかったら危なくて遊べないという子たちに育てていくのかということも、幼児教育の大きな課題だと思っています。そういう意味では、こういうネットがあって、1歳、2歳の子たちも結構好きな場所になっていると、そういう子どもの生活をどう保障するかということも考えていく必要があるということもあります。

(PP)

それから、簡単にですけれども、建物の各フロアの話をしてします。これが2階で、3～5歳がいるところです。真ん中の黄色い部分のところが職員室です。後で光と風については説明しますが、光が幼稚園的な時間、9時から2時ぐらいの時間で、風はそれ以降の時間で、そこを担当する職員がいます。2階から3階のロフトにも行けるのですけれども、2階の保育室では、保護者も外階段を上がって、各部屋の前で子どもたちを2時ぐらいにお迎えに行きます。

(PP)

そこで、風の時間の子供達、2時以降も園にいる子供達は、迎えの親たちが来る前に1階におりてしまって、ホールや絵本の部屋など、風の時間で主に使う1階におりていきます。そうすると、親が迎えに来るところを、長時間在園する子供たちが見なくてもいいし、その日だけ残る子供たちも下に行くので、1階の風の時間でまた新たな保育の展開

ができることとなります。風の時間に新たな居場所をつくることで、保育者も各部屋の環境を考えられるし、風の時間の保育者たちもその日の環境だったり、次の日の環境を考えたりということもできるようになります。

それから、2歳児の保育室がちょっと広いので、5歳で午睡をする子はほとんどいないのですが、3歳児、4歳児の午睡の場所にしています。そこは2歳のときに1年間過ごした場所ですから、2歳の子も寝ているところに3歳の子が入ってくると、本当に自然に、昔1年間過ごした場所のところにぱっと来て、自分で布団を引いて、ごろっと寝られるような感じになっています。一人一人の子どもたちの生活の場をどうするかということも必要なことだと思います。

1階の0～2歳のところに、乳児の職員室があり、0～2歳の園庭と3～5歳の園庭は、分けてあります。幼児の園庭は結構ダイナミックな遊びをしているので、0～2歳の子たちが自由には来られないようになっていきます。もちろん保育者と一緒に来たりすることはできます。乳児と幼児の生活の場を分けてはいるのですけれども、分けたということに関して言えば、今度はともに生活することはどうしたらいいかということを考えるという園舎のつくりになっていきます。

(PP)

園舎のつくりというのは私は結構効き目があると思っています。地下が半地下なので、遊歩道から入ってこられるようになっていて、ここも保護者が、土曜日に鍵を貸すと地下だけを貸せるみたいな話になっていたりすると、まず、準備をすとか何かのときに、幼稚園的な1号の方と2号の保護者たちが仲良くする場というのをどのようにしていくかということも考えていくという場としては、保護者のための部屋ということも結構大きな意味を持っています。

(PP)

これは、ゆうゆうのもり幼保園が開園当初からすごく悩まされたところですが、全体的な計画といったときに、保育園の時間、幼稚園の時間というより、子どもの24時間を考えました。朝はどうしてもお母さんと離れたり、いろいろあると、おはよう保育と、その時間の子どものことを考えてる。

(PP)

それから、9時から2時ぐらいのところでは、1号、2号認定子どもという全部の子たちが来ていて、活動的な時間でもあったりすると、そこは光の時間という言葉で保育時間を表現し、保育者が学級編成で教育・保育を行っていきます。

(PP)

2時以降のところを風の時間という言い方をします。最初は、原っぱの時間とか、寄り道の時間という名前をつけたのですが、光と風のむらという社会福祉法人をつくったこともあって、風の時間という呼び方にしました。ここは本来だったら幼稚園が4時間で終わり、地域の中で子どもたちが遊んでいるような生活が、保護者が働いていたりする

ために、園の中にいなければならないならば、園の中に、地域に帰ったような生活をつくるような保育を考えようという意図があります。原っぱで遊んでいて、お母さんなどが迎えに来ると、そこに残った子たちは寂しくなるから、そのような時間帯をぬくもりの時間と呼ぼうというふうにしました。それから2時以降、地域、や家庭に帰った子たちの生活も視野に入れながら、全ての時間で、子どもたちが生活する中で、それぞれの生活がより充実していくようにするにはどうしたらいいかということを考えていくことも大事だろうと思います。

幼児に光と風という教育・保育の時間をつくったので、乳児でも午睡前をおひさま保育、午睡後をそよ風保育という呼び方をしています。おはよう保育というのは、7時半から8時45分ぐらいまで、港北幼稚園の子たちも利用します。3歳からの光の時間には、一応、2歳から3歳で11名が進級して、50名ぐらい新入園児が入ってきます。この割合がどのぐらいがいいのかということも認定こども園で難しかったりします。そういうことがあって、風の時間というところでは、3～5歳の担当がいて、フリーもいてという形で、光の時間と風の時間は、すごく連携は意識しています。ただし、それぞれの子どもたちにとってどういう生活がいいのかということはそれぞれで考えていくというところで、指導計画なり保育間の計画がなされています。連携をどうつくっていくかということも結構難しい話であるのですが、風の担当に3～5歳の学級担任をした保育者がいたり、2歳を担当した保育者が3歳に上がってきたりすると、子どもが不安ではなくなってきたりと工夫が必要です。

(PP)

風の時間の中では、小学生ボランティアという制度があります。園の卒業生が多いのですが、特に近くの小学校に行った子たちは、ランドセルを背負ったままうちの園に来て、学童保育になるというわけではなくて、ボランティアをやってくれます。小学校の遊びを教えてくれたり、虫を捕まえてくれたり、ドッジボールの投げ方を教えてくれたり、学校ごっこの先生役をしてくれたり、夏は保護者がボランティアで、自分のお子さんを連れてきて、風の時間にかかわってもらうなど、風の時間の保育はオープンにしています。

(PP)

風の時間には、長時間の子もいれば、1号認定こどもの一時預かりの子もいるので、個々の子どもが何時ごろに帰るということを確認しながら、風の時間がスタートします。幼稚園における預かり保育と同じ形にはなるのですが、この時間が本当に充実させられるかどうかということもすごく大切だと感じています。

(PP)

風の時間をどう充実させていくかというところでは、自分たちのやりたいことがゆったりできるというか、これもネットからロープを垂らすとターザン的なことができたり、少人数だからできるような遊びがあったり、光の時間の教育・保育とも、もちろんつながっていたりはするのですが、風の時間ならではの遊び方もできるようにしています。

おやつも3時ぐらいに食べるのですけれども、午睡の子もいたり、2時に一回光と風の子が集まって挨拶をして分かれるなどの時間があると、長時間の子は一日に何度も片づけをしなければならなくなるので、おやつでは、自分の遊びの都合を優先させて、おやつカードをとってきて、ある時間の中で自分のリズムでおやつを食べることができたり、調理のほうから人が出てきて、おやつで食べるものを一緒につくってみたり、おやつのもを買い出しに行ったり、6時半から7時半は乳児と幼児も一緒になって過ごすなど、このような生活をしています。

(PP)

前回もお話ししたのですけれども、学校教育という位置づけが法律上あるならば、光の時間というのが学校教育にあたります。そのが充実するためには、風の時間も充実させ、地域や家庭での生活も充実させ、0～2歳の生活も充実させていく、さらに、1号子どもが過ごす地域にいる子どもたちの生活が充実してくる中で、特に幼児期の子どもたちの成長が保証されていくような環境をどうつくっていくかというのが幼保連携型認定こども園の役割だろうと思います。

(PP)

そういう意味では、それぞれが担当する教育・保育において、子どもの環境や生活、指導計画を考えていくことが大事ですし、また、連携も必要になってきます。

(PP)

そのときに、養護の話が出てきます。私は養護というのは保育所の場合、どうしても生命の保持という部分の話が大きくなってしまいますのですけれども、本当はケアという言葉を使ったほうがいいのか、これは秋田先生か無藤先生にお聞きしたほうがいいのかもせれませんけれども、子どもの「面倒を見る」「預かる」「世話をする」ということではなくて、「気遣い」や、「お互いがいとおしくなる」というような、このような関係がないと子どもたちは育たない。これが本当は教育・保育の中ですごく大事なのだらうと思っています。

(PP)

これは時間がないので余りゆっくりお見せできないのですけれども、1歳の子が、男の子をおんぶをしようと思って悪戦苦闘している映像です。結構長い時間やっているのですけれども、はまるとか、飽きずにやるとか、没頭するということが、「学ぶ」ということであるならば、危ないという意見もあるかもしれませんが、保育者がみんな集まってきて、1歳の子の姿に見とれてしまって、この子はいつやめるのだらうとなったぐらいに、さまざま工夫して、結構長い時間取り組んでいました。動画を撮る前にもやっていて、また、実際には思ったようにできなくてやめてしまうのですけれども、ただ、1歳でもこのぐらいの力を持っているとか、0～2歳のところで結構いろいろなことをやっていることが、3歳以上の育ちにもちゃんと生きてくるというような保育のありようを考えていくことが大事だと思っています。

(PP)

これは年長児が、0歳児のところに来てくれて、日常的に交流があるという話です。お姉さん、お兄さんが大好きになったり、年長の子が小さい子を大好きになったりします。

(PP)

1号、2号認定こどもの利用定員をどうしたらいいか、3号も含めてですけれども、1号認定こどもで預かり保育の子もいたりして、どのように教育・保育をしていくか、おはよう保育とかぬくもりの時間をどうするかという話です。

(PP)

制度上の問題だけでも、保育標準時間として11時間預けていいよと言ってしまうと、子どもを11時間預けてもいいのだと、権利だと思っている保護者の方もいられるときに、1号認定こどものお母さんは同じような利用で子どもを預けても預かり保育でお金がかかっていたりするので、そういうところが難しかったです。また利用調整があるために、保護者同士の中で、どうしてもゆうゆうのもりに入りたいという人たちと、ほかの保育園のほうがよかったのだけれどもいっぱい入れなかったからという人もいたりという意識の差があったり、さらには研修の問題もあったりするのが幼保連携型認定こども園の課題です。

(PP)

課題の部分を事例的にお話すると、これは日本教育新聞に書かせていただいたのですが、2歳から3歳への進級のことについてです。一応、園の体制として、2歳の3学期から、連絡帳を減らすとか、上履きをはかせるとか、幼児の園庭で遊んだり、いろいろ配慮をします。

(PP)

だけれども、その子たちが進級してみると、やはり不安になって、2歳の時からしょっちゅう遊びに行っていた、光の時間の担当であるS先生のところに集まってきます。S先生もみんなと一緒にカメラをつくって遊ぼうとしました。

(PP)

カメラを作ってから、ちょっと前まで生活していた2歳の部屋に行ったら、「よいお顔をしてください」とか言いながら、いろんなところで廃材で作ったカメラで写真を撮るのですが、2階の職員室に行ったら、緊張して声もせず、全然写真が撮れなかったという話です。同じ園の2歳の子でも、3歳に進級するだけで結構緊張していたりということがあのだなと思うと、どういう制度や体制にするかも大事なだけれども、子どもにとって頼れる保育者がいるということの意味がどれだけ大事かということでもあります。

(PP)

おはよう保育では、家庭的なことが大事だという保育者と、もうちょっと子どもの好きな遊びを出してもいいのではないかという保育者間で意見の相違が起こりました。特にこのときは、ちょっと配慮が必要なお子さんのことだったのですが、その子が大好きなシャボン玉を出そうかどうかという話になったとき、それで意見が衝突して、結構行き詰まっ

てしまいました。職員みんなで話をしたときに、シャボン玉をしようとすると、園庭にも子どもがいるようになるのですが、朝から子どもの遊びが広がるようになると、その子も含め、ゆうゆうのもりに来て保護者と離れるのを嫌がっていた子ども達が、家で朝起きたときからゆうゆうのもりに行くと言い出したということがありました。おはよう保育という教育・保育のありようが問われたのですが、ではどうしていくかというのは結構難しい問題でもあります。

(PP)

Aちゃんというのは、詳しくは書いていませんけれども、父子家庭のお子さんだったのですが、0歳から入ってきていて、お母さんなど家庭的にもいろいろと問題があったときに、5歳になるまでに、乳児の先生も、幼児の先生も、風の先生も、光の先生もというところで、その子をどうしようと考える職員集団が出てきました。その子どもたちを取り巻く、誰々ちゃんを応援する会みたいなことができてきたり、その子を園全体で見守ろうという雰囲気的大事だと思います。そのためにも、幼児の先生が乳児のほうに夏休みに行き研修をするような機会があるといいと思います。

(PP)

夏休みなどの長期の休みの時などは、そのときにしかできない遊びをしようといって、3～5歳部分は、港北の先生もまじったりするのですけれども、チームで教育・保育に取り組みます。そうやって計画を立てると、そこはある意味では寄せ集めの子どもたちが寄せ集めの保育者集団によって子どもたちを見たり、遊びのことを考えたりという話になってきます。これがいい園内研修にもなっています。

(PP)

私は、子育て支援もどちらかといったら子どもの魅力が認定こども園からきちんと発信できることだと思っていて、親が親になっていくとか、親同士がつながっていくところの中が大事で、どんな事業をしているかということも、もちろん大事なだけでなく、それだけではなくて、子どもの魅力をちゃんと発信できていくことができるかどうか大事ではないかと思っております。

(PP)

保護者同士が仲良くなることで、何かあったときに子どもを預かってあげるよ、ちょっと面倒を見てあげるよという保護者同士が子育ての支援をし合うような環境をどうつくっていくかということが大事です。また乳幼児期のエピソードをいっぱい語れるような保護者であってほしいと思っております。

(PP)

認定こども園ですから、さまざまな価値観があったり、多様性があって、多様性はいい

ことではあるのですけれども、その一方で、結構ばらばらになってしまう危険性もあります。意見がばらばらになると認定こども園は大変ということになってしまうのですが、そこに学びが起こるということをどうやって実現していくかが大きな課題だろうと思っています。

(PP)

遊びが大事だと言いながら、これは幼稚園教育要領にかかわってくるのですけれども、園が遊園地と同じようになってしまうわけではありません。「知る」とはどういうことか、子どもが育っていくということはどういうことなのか、それを真剣に考えられるよう場が幼保連携型認定こども園であり、0～2歳、3～5歳を含めて考えていくことが大事なのかなと思っています。

(PP)

そういう意味では、新しい幼保連携型認定こども園教育・保育要領についてですが、幼稚園教育要領と保育所保育指針を合体させるというよりは、まずは一体化させて議論しながら、乳幼児期の地域の子どもたちをどう育てていくかという話や、養護というかケアというか、一人一人の子どもに対する思いをきちっと持つことが、子どもの成長の支えるということの重要性を示していく。そのうえで、認定こども園というところは小学校以上で大事にしようとしているアクティブ・ラーニング的な学びが、保育者とか保護者にも求められているような場であり、そこで本当には知恵を出し合ったり、工夫し合いながら問題を解決していくような力を持っていくようにするためにはどうしたらいいかということ、この教育・保育要領の作成の時点から考えるということが大事なことではないかと思えます。

ちょっと長くなりましたけれども、以上で発表を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

無藤座長 ありがとうございます。

それでは、3人の委員それぞれに御発表いただきましたので、これから質疑、また、質疑を発展させて委員の皆様の御意見を頂戴したいと思います。

質疑は直接わからない点を自由に聞いていただきたいと思いますが、議論といたしましては、本日を含め8月以降であります。教育・保育要領の改訂というのが我々の仕事であります。始まったばかりの認定こども園について、教育・保育要領全面改訂ということではもちろんないわけで、しかしながら、今日の3人のそれぞれの園、また、他の園の見聞などを含めていただきましたけれども、不都合な点、あるいは説明が不足している点もあると思います。そういう意味で、それぞれの委員の方に、最後のところでかなり具体的な御提案もいただきましたので、それを含めてぜひ御意見、御質問をいただきたいと思います。

それでは、どなたからでも結構ですけれども、名札を立てていただいて、私のほうで指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

マイクはつけっ放しだとぐあいが悪くなるみたいなので、終わったら消してください。よろしく願いいたします。

直接委員の方という御質問でも、もう少し広い御意見でもよろしいです。いかがでしょうか。

今日は7時までということですので、あと40分ぐらいの議論の時間です。どなたからでもどうぞ。

秋田委員、お願いいたします。

秋田委員 質疑ではなく、本当に具体的にそれぞれの園の特徴ということ踏まえて、認定こども園がいかにかに多様であるかをお伝えいただきました。先ほど岡村先生からもありました一体化とは何なのかということが問われていると思います。ですので、そこについてこの教育・保育要領がどのような形の文言をもう少し書き込めるのかの検討が必要かと思えます。

もう一点は、先ほどお三方とも言われたのが、例えば先ほどの渡邊先生で言えば「おはよう保育」とか、要するに、朝と夕方の時間帯で、これまでの認定こども園の教育・保育要領では長時間の子どもへの工夫とか、一日の生活のリズムへの配慮ということは書いてきているのですけれども、もう少しそのつなぎ時間の部分において職員の連携をどのようにすることが重要であるかとかの記述が必要かと思えます。そのあたりが、従来は4時間なりの活動の中心のところ重要ですねとか、その後のリズムを考えましょうということまでは書いてきたのですが、実際に動いてきたからこそわかるそのあたりのありようを今後もう少し書くことが、全国の認定こども園をやっていらっしゃる方に読んでいただいたりするためには大事ななと感じました。

質疑ではなく、伺っての個人的な感想のようなもので恐縮です。「あいうえお」の最初の私からとりあえず口火を費さえていただきました方がいいのだろうと思いましたが、お話をさせていただきました。以上です。

無藤座長 ありがとうございます。

多分、2点とも教育・保育要領に書いてあるといえば書いてあるのですけれども、十分現場側に伝わっているかということ、非常に難しいところだと思いますので、恐らく今回の改訂の中心ポイントをお出しいただいたと思います。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

全員発言していただきたいので、そのつもりで。

いいですか。

阿部委員 大妻女子大学の阿部です。

私も認定こども園ならではの**検討事項**として、そこでのデーリープログラムはかなり多様なので、例えば渡邊先生の園のように無理なく多様な時間になっていった過程などを教えていただけるといいかと思えます。それを例えば解説書のほうで、園での子どもたちの1日の過ごし方などが参考になるのかなと思いました。そうすることで、岡村先生がおっし

やったような、こども園をその中で、保育園と幼稚園と分けて保育や教育をするというような誤解を解いていけるのかなという感じがしました。

無藤座長 ありがとうございます。

ヒアリングで発表していただいた3人の先生方には最後にいろいろな御質問も含めてまとめて御指名させていただきますので、お願いします。

大日向先生、どうぞ。

大日向委員 お三方から大変な貴重な御発表を伺いまして、ありがとうございました。

私も感想なのですが、最後の渡邊先生がおっしゃった今度の要領というのは、幼稚園と保育園の合体ではなくて、そもそも認定こども園はどうあるべきかというところから改めて見直すことが必要ではないかというお考えに、大変同感いたしましたし、大変必要なことだと思いました。

もう一点、私は子育て広場で子育て支援をしている者ですが、岡村先生も子育て支援を書き込むことが必要だとおっしゃってくださって、そのとおりだと思うのですが、認定こども園における子育て支援と、子育て広場における子育て支援はやはり違うのだということが今回明らかに、私自身、理解できた思いがいたしました。どうしても地域の広場での子育て支援といえますと、孤立しがちな親をサポートしていく。そこには昨今お母さんだけではなく、お父さんも祖父母もどんどん取り込んでいくという流れですが、一方、子どもが短時間、長時間の差はあるにしても、常時定期的にいる認定こども園では、これも最後の渡邊先生がおっしゃったと思いますが、子どもの存在がどれだけ魅力的かを伝えることが支援だということはかなり地域の広場での支援と認定こども園の親への支援との違いとして明確なものを打ち出せるのではないかと思ったところです。

ありがとうございました。

無藤座長 ありがとうございました。

教育・保育要領で子育て支援の部分をどうもう少し詳しくするかといった書きぶりとか、位置づけとか、もう少し議論が必要だと思うのですが、多分、非常に重要なポイントになると思います。特に御存じのように、認定こども園の場合には、幼稚園、保育園と少し違うのは、子育て支援というのは法的な根拠をはっきり持ちながら、かつ、非常にニーズも高いと思います。今、大日向委員におっしゃっていただいたように、その園の保護者とともに、地域の保護者、両方を視野に置いて、しかも、これは別の話ですが、子ども・子育て支援の制度上の人員の加配といえますか位置づけも確保されていたりということですので、そのあたりはどう考えていくかということですね。よろしくお願ひしたいと思っています。

では、神長委員、お願いします。

神長委員 神長です。

3園がそれぞれのこれまでの流れの中で行ってきた保育・教育をさらに認定こども園という形で充実させているお話は、とても興味深く伺いました。ありがとうございます。

いろいろ関心はあるのですけれども、1点、1日の生活をつくるというところにも、それぞれの園の工夫があたりになって、例えばあいじつの例ですと、午後のゆったりタイムで過ごしたことを次に知らせていくとか、連続していく部分とか、不連続の部分もきっとあるのだと思うのですけれども、1日の流れをつくる、1日を1つの単位としながら充実させていくというときに、どんなことに配慮していらっしゃるのかということは、今の教育・保育要領にも書かれてはいるのですけれども、もっと具体的な中身と申しますか、観点を書き込まなくてはならないと思っておりました。

特に、後半のゆうゆうのもりでは、風の時間の充実ということで、いろいろな人がそこにはかかわってきていらっしゃるという話を伺いながら、この充実の中身をもうちょっと、多分、光の時間のつくり方とは違うのだけれども、こういう要素は欠かせないという部分とか、それをどう連続させていくかというようなこと、先ほどお話ししました1日の流れのこととともに書き込むとしたらどうしたらよいかということをお伺いしておりました。

無藤座長 ありがとうございます。

今の1日の生活のリズムとか流れを一人一人の子どもに即して大事にするということは一番基本なわけですけれども、さらに踏み込むと、それぞれの時間帯のかなり特徴的違いがあるわけですので、その辺を教育・保育要領レベルでどう書き込んでいくか。ある部分は多分解説書にもなると思うのですけれども、それとともに、これは保育所でも幼稚園でも今、同じではあるのですが、認定こども園はとりわけ、保育者が交代せざるを得ない部分がたくさんあるわけで、そうすると、連絡体制と申しますか、連続性を確保する手だてと申しますか、そのあたりも多分教育・保育要領本文と解説書の両面でわかるようにしていくという工夫が、おっしゃっていただいたとおりなのだろうと思っております。

鈴木委員、いいですか。

鈴木委員 和洋女子大の鈴木です。

3人の先生方、ありがとうございました。

私、渡邊英則先生の地域の子育て支援の担い手を送り出していくのも認定こども園の役割と言えないだろうかというのに、本当にそうだなとすごく感動しました。

1つは、地域とのつながりをどうつくっていくかということで、養育力の低下と言ってしまうのではなくて、保護者の力を信じて、教育・保育の中で、保護者自身が育つ。それで地域を活性化していくということが起こり得るだろうと思います。

実は、先日、1号の子どものお母さんが、2号の子と子ども同士がすごく仲がよくて、お子さんが熱を出したときに、2号のお母さんはちょうど仕事を休めない日で、私が見ているという感じで1号のお母さんが預かってくれて、逆に今度は、2号のお母さんが編集とかのすごく細かいことが得意なので、保護者の会のおたよりは私が編集しますみたいな、そういう知恵と申しますか、いろいろなことを出し合えるような、対立ではなくて、親の協同的な学びというようなことも起こり得るので、地域の中での子育ての支援というのが、実は認定こども園ならではの形が生まれるといいなと思っておりました。

以上です。

無藤座長 認定こども園には、いわば地域とのかかわりが、幼稚園も保育園もそれぞれにはあるでしょうけれども、とりわけ認定こども園が強いと思いますので、そのあたりも検討したいと思います。

砂上委員、お願いします。

砂上委員 千葉大学の砂上です。

3人の先生方、ありがとうございました。

それぞれ御発表の中で、午後の時間帯というのがより重要になってくるというか、その充実が図られていく必要があるということを感じました。そういう取り組みを具体的に聞いて、大変勉強になりました。

1点質問になるのですが、あいじつ子ども園さんの要覧を見せていただきますと、ゆったりタイムのところの右下に、1号認定の子の降園というのがあります。このときに、短時間で降園する子どもと休息をとっていた子どもがあすへの期待を持ち、降園の挨拶をしますというのがあります。先ほど私が聞き漏らしていたら、理解が間違っていたら訂正していただきたいのですが、短時間で、1号認定の子が降園するときに、2号認定の午睡が終わった子と一緒に一度集まって降園の挨拶をするという形なのかなと理解をしたのですが、1号認定の子と2号認定の子が同じクラスで過ごしていつつも、午後は保育時間の違いから降園する子と午後の保育を受ける子に分かれていくというところは、各園かなりさまざまな工夫、配慮をしているかと思います。あいじつ子ども園さんでこのような工夫をするように至った経緯ですとか、意図というところがもし伺えればと考えています。

あと、岡村先生の御発表の中でも、教育・保育の内容は保育時間の違いで分断されないということを明確にするべきではないかという御提案もあり、ここのところが非常に重要なおところではないかと感じました。教育課程にかかわる時間帯、主に午前中のコアタイムと言われる時間と、午後以降の時間とで共通するところは何なのか、また、違うところは何なのかというところを、より今度の教育・保育要領で少し明確にしていくと、その辺の議論の整理ができるのではないかと感じています。恐らく、教育課程にかかわる時間を単に薄めたものが午後の時間ではないということはあると思うのですが、では、教育課程にかかわる時間を単に薄めるのではないとしたら、どういう事柄が午後の時間に必要であるのかということ、それぞれの時間に本質的なこととは何なのだろうということ、もう少し議論していければと感じました。

以上です。

無藤座長 ありがとうございます。

最初の御質問は後でお答えいただくとして、ただ、私、気づいたというか、多分、あいじつの1号のお子さんが帰る時間を幼稚園時代に比べて少し延ばしたのだろうと思うのです。その辺の、幼稚園の標準4時間はあくまでめどですので、いろいろあり得ると思うのですけれども、その辺も教育・保育要領改訂のときに念頭に置く必要があるということ

一つ思いました。

2番目の点は本当に一番重要なポイントだろうと思います。ありがとうございます。

寺田委員、よろしいですか。

寺田委員 東京成徳短期大学の寺田でございます。

皆様が今、幾つかおっしゃってくださいましたので、皆様とは違う視点のところでお話をさせていただきたいと思います。

2歳から3歳への進級のところで、ゆうゆうのもりの渡邊先生が進級に対して子どもが移行していくときに、発達の連続性を大事にしながらも、この先生が好きなんだとか、そういう思いをととも大事にしながら保育を見ていく必要があるというようなことをおっしゃってくださいましたが、恐らく、岡村先生もお話しなさっていましたけれども、3歳児入園になっていくお子さん、それぞれのクラスの人数比であるとか、または小規模保育、家庭的保育等からこの幼保連携型認定こども園に上がっていらっしゃる、保育体系による3歳児の壁がもたらす課題のクリア、このあたりを保育者が共通認識を持って、どのように捉えていくことが大事なのだろうかというあたりのところは、書きぶりとしては解説書でもよろしいかと思いますが、書き込んでいく必要があるのかなと思いました。

もう一点は、子育て支援というところをどのように捉えて、それを共通認識していくかというところも課題としてあるのかなと感じます。

例えばあいじつ子ども園の渡邊先生の御発言の中に、とてもたくさんいろいろなことをなさっていらっしゃいますね。そうすると、例えば一時保育の方、緊急一時保育の方、アットホームな時間の中で、例えば夏休みなどに大学生が来たり、中学生が来たりというようなかわりを含めながら、さまざまな方たちへの支援をしていくための配慮を、職員同士が連携をどう持っていけるのか、共通認識を持っていけるのかというあたりのところは、あいじつ子ども園の渡邊先生にぜひ伺ってみたいところだと感じました。その辺のところの書きぶりを丁寧にしていく必要があるのかなと感じました。

以上です。

無藤座長 ありがとうございます。

子育て支援はそのとおりだと思います。

最初の2歳から3歳のところがまさに認定こども園の顕著な特徴の一つですから、ぜひ、多分、より詳しくということだと思えるのですが、非常に難しいのは、今は1号はずっと家庭にいて、2号の方はずっと園にいるということではなくなって、1号の場合も多様になってきていますし、幼稚園もそうですが、満3歳児保育も広がってまいりましたので、そういうさまざまなことに対する対応を念頭に置きながらということで、ぜひお願いしたいと思います。

橋本委員、よろしいですか。

橋本委員 関西学院大学の橋本でございます。

貴重な御発表ありがとうございました。

子育て支援、保護者支援に関連して、2点意見がございます。

まず、1点目は、御発表の中にもございましたが、1号認定、2号認定、3号認定の保護者の方々の相互理解、交流というものをどのように実現していくのかということをもう少ししっかりと盛り込んでいく必要があると考えました。特に、保育所、幼稚園の保護者支援ではこの点は検討されないことだと思いますので、検討が必要かと思いました。

2点目は、大日向委員やほかの委員からも御発言がございましたが、地域子育て支援に関してですが、人員配置がある中で、この認定こども園が何をどこまで担っていくのかということ、地域の広場活動とは異なる役割も踏まえて整理していけたらいいのではないかと考えました。

以上です。

無藤座長 ありがとうございます。

いずれも子育て支援、また、その広がりを、今以上に広がっていくと思うので、その多様な関係をどうつくるか、ぜひ御検討をお願いします。

それでは、三代川委員、よろしいですか。

三代川委員 浦安市立猫実保育園の三代川と申します。

本当に貴重なお話をありがとうございました。

私も感想になってしまうのですが、3園のお話をお伺いしていて、子育て支援が大変充実していると感じました。

園で発信した子育て支援が、保護者の主体的な活動につながっていくということがまさに素晴らしいと感じました。園からの発信だけではなく、それが地域につながり、地域も巻き込んで孤立している保護者の方へつながっていくというような支援のあり方というところは、保育園のほうでも参考にしていきたいと考えました。

あと、質問になってくるかと思うのですが、職員の資質向上の研修についてということで、岡村先生から保育指針でも書かれている第7章の職員の資質向上に関連した記述があるといいということと、渡邊先生のほうも、教育資質の向上で、特にキャリアパスにつながる園内での職務の役割や機能の明確化、研修体系の検討の充実というような、解説の部分でも記入されたほうがいいというお話がありました。ちょっと思ったのですが、長時間保育をされている中で、職員が時間で切りかわっていく中で、研修の持ち方等を教えていただければと思いました。

以上です。

無藤座長 ありがとうございます。

研修もどの程度要領に書き込むか難しいのですが、検討をお願いしたいのですが、実情を踏まえるという意味で、ぜひ3人の委員それぞれよろしく願いいたします。

山下委員。

山下委員 3名の先生方、本当に貴重なお話をありがとうございました。

お話を聞いていて、2つ思ったことがあります。

1つは質問になりますが、1号と2号の子どもの保護者への支援というのは一体どのようになっているのだろうかと思いました。つまり、仕事している、していないなどそれぞれの状況が違う中で、1号と2号の保護者へのアプローチや、連携の仕方、あるいは保護者同士の相互理解などにおいて工夫されていること、あるいは課題だと思っていることなどについてもう少しお伺いできればしたいと思います。その上で、保護者の支援に違いがあるのであれば

書き込んでいくことも必要かなと感じたことが1点です。

2つ目には、寺田委員もおっしゃっていたのですけれども、要領の中では特に配慮する事項などでは、0歳～3歳未満、3歳～5歳と分けて書かれています。指導計画も3歳未満児は個別の指導計画、3歳以上は集団に視点を置いた指導計画になっていきます。ですから、2歳と3歳というところのつながり、あるいは接続という視点から留意する事項について少し丁寧に書き込まれてくるといいのではないかという感想を持ちました。

以上です。

無藤座長 ありがとうございます。

2歳と3歳の、指導計画レベルまで考えるという御指摘ありがとうございます。

では、横山委員、お願いします。

横山委員 3人の先生方、どうもありがとうございました。

今日、お話を伺って、改めて認定こども園というのは幼稚園と保育園を一体にするのだけれども、幼稚園でも保育園でもなく新しい施設なのだとすごく実感をしたところです。ですので、ゆうゆうのもりの渡邊先生がおっしゃってくださったように、地域の中で乳幼児期の子どものをどのように育てていくかという、まず、大きなところを考えるというのが必要なかなと思いました。なので、デーリープログラム1日の流れというときも、今は長時間の子、短時間の子、コア4時間と考えるのだけれども、こども園として1日の生活の流れをどうつくれるのか、園として子どもの育ちをどのようにつくっていくのかというところをまず考えていけるといいのかなと思った次第です。

もう一点は、とはいえ、多様な背景をもつ子どもたちが通ってきますので、一体化されている現場の先生方の中にはとても負担感があると言われる方もいます。園にいる時間も違うし、経験も全部違ってくる子たち、幼稚園と保育園を別々にされていると岡村委員もお話しくささいましたけれども、似たような生活リズムの子たちのほうが安定するのではないか。そこを乗り越えて何で一緒にしなければいけないんだという疑問を言われることもあるので、多様だからこそこんな育ちがあるのだという前向きなところを書き込んでいけるといいのかなと思いました。岡村委員がおっしゃった多様な子どもたちだからこそ響き合う豊かさというあたりを、一緒だから育つのだ、それは保護者の方もそうだろうし、地域の中も育っていくのだという、頑張っていける、輝かしいというか、向かっていけるものが見えると、こども園に向かって進んでいけるのかなと思った次第です。

以上です。

無藤座長 ありがとうございます。

まさに多様性のよさが見える要領にしたいと思います。

それでは、御質問もありましたので、補足も兼ねて3人の委員にお願いしたいと思えます。

時間的に3分ぐらいという感じになるのですが、よろしく願いいたします。

岡村委員から。

岡村委員 しまったと思ったのですが、もっと私の園の紹介をすればよかったと思いました。

一番重要なところを改めて補足の意味で一つだけ答えませけれども、アタッチメントなのです。0～2歳のところに本当にアタッチメント豊かに、この人がいれば僕は大丈夫、私は大丈夫と自己肯定感を握りしめた子どもたちが、集団が少し大きくなって、初めて集団の中に入ってくる子どもたちがいたとしても、改めてそこで僕は大丈夫ということを確認しながら、響き合っていくような場所が2歳、3歳のところにはあるのだと思います。僕も本当はママがいいよと言って、3歳で初めて入ってくる子どもたちを見ながら泣く子どもがいたりするわけです。それを改めて自分の状況を、現実を再確認しているような場所であったり、大丈夫、ここは先生がいるもん、大丈夫な場所だもんと言って遊び始めていくような場所がそこにはあるということがとても大事なことなのだと思います。そこに保護者にも子どもにも安心な場所、そこで私は大丈夫と思えるような場所になっていくことが、とても一番ベースにあることとして大丈夫なこと、それは渡邊英則先生がおっしゃってくださったように、お互いがケアし合えるような空気、文化みたいなものなのだろうと思います。

今、幾つか御質問がありましたけれども、2歳と3歳の指導計画の違いはということ、これは、2歳では個別、3歳になれば集団ということを申し上げましたけれども、基本的に個別のものがそこには流れていますし、特に2歳ごろから、あるいは1歳の後半ぐらいから友達とのかかわりというのがいっぱい出てくるわけで、次第にグループへ、集団へという形で広がっていくようなものがそこには書き込まれているはず。しかも、その中で重要なことは、あいじつの計画を見せていただきましたけれども、ここまではまだ長期の計画ですね。短期の計画、週・日案になっていくと、そこには環境が書かれるはずなのです。そこでは2歳の中でもこんな環境というふうに、時には平面図や場所がどんなものがあるようなものが書かれたりしながら、どんな生活でそこで動くのかということが、2歳でも3歳でも同じように動いていく。それを個で捉えるか、集団で書くかという違いはあったとしても、連続性があるのだと思うのです。

今回、例えば幼稚園教育要領から就学前に育てほしい姿みたいなものが加えられる、あるいは保育所保育指針のほうで0～2歳のねらいや内容を加えたとしても、分断されるべきものではないわけですね。連続性、一貫性ということの中で、環境の中で、遊びの中でということが大事にされるべきものだったのだと思います。それは実は2歳、3歳の流

れだけではなくて、3～5歳、規模が小さければ入り乱れて遊んでいる中で、3歳の担当の先生は5歳の担当の先生が考えた今日の計画を理解していないと対応ができないわけです。今日は5歳の子どもたちはこんなねらい、こんな内容の中で、こんな環境が置かれて、こういうことを期待しているのだなということが理解できていて、3歳の担当の先生も5歳の子どもに適切な援助ができる、指導ができるということであるわけですから、お互いの共通理解、連携というところは、今日のねらいは何歳はこんなことが動いているということまで理解していくとすれば、これは2歳、3歳のところだけの違いだけではなくて、全体が一貫性を持っているという0歳から就学前までの一貫性ということ意識した連携が必要なのだと思います。

私の資料に書きましたが、在園児の保護者への支援というところでは、1号認定のお母さんたちが私のポプラの木では15人しかいない。しかも、本来、2号認定なのに1号認定で利用しているお母さんたちがいらっしゃるわけで、そうすると、10人ぐらいの子どもたちがお昼過ぎに帰っていくのです。昨年、出てきたことなのですが、私の子どもは夕方の時間にほかの子どもたちが経験していることを経験できていないのではないかという不安がお母さんたちから出てきました。そこでは、園で過ごしている時間の豊かさを大事にするのと一緒に、家庭で今日のお昼までに過ごした遊びのことを余韻として持ちながらお子さんは帰って、うちでも大事な時間を過ごしているのですよ、お母さん、一緒に過ごしてあげてくださいねという、家庭で過ごす時間の大切さみたいなものも伝えてあげるようなことも必要になっていくのですね。

むしろ長時間子どもを預けてくださっているお母さんたちは、目いっぱい一日働いて帰ってくるというところでは、本当にそういう子どもたちの生活、今日は何をしたのだろうというところへの関心というのはなかなか余裕がなくて持てないのですけれども、1号認定のお母さんたちというのはいろんなことが頭の中で回っていて、それが悩みになったりするということもありますので、在園児の保護者への支援というところでは、保護者の多様性への対応ということも必要なのだろうと思います。

最後に1つだけ、研修のあり方ですが、先ほどお話ししたとおり、同僚性を発揮して、トップダウンはやめるという中で、もともと年に3回だけ夜のスタッフ会議をやっていたのですが、そのほかは研修は研修に出ていったものを資料としてお互いに分かち合うということやってきたのですが、3年目に入っていますけれども、職員の中から出てきたもので、どんどん夜の時間の研修がふえています。月に1回以上はできるだけしないようにしますが、夕方6時から7時の1時間だけ、例えば特別な支援が必要な子どもへの対応をどうすればいいだろうか。専門家に来ていただいて、具体的な話をさせていただいたり、運動遊びということの環境はどうしたらいいのだろうかとか、そういうことを現場の先生たちから出てきたものを取り上げながら、このことについては教育・保育要領のこの部分だねということを確認しながら学んでいくということが今、動いているところですね。

全体の研修の計画は当然あるわけで、その中で積み上げていくのと一緒に、現場から出てくるものを大事にしながら今やっているところであります。

長くなりました。済みません。

無藤座長 ありがとうございます。

では、渡邊郁美委員、お願いします。

渡邊委員 それでは、砂上委員の御質問からお答えさせていただきます。

3時以降午睡をしていた子と、短時間の預かりで遊んでいた子どもたち、確かに保育室に一回集まります。その効果が非常にあらわれていることを後で申し上げたいと思うのですが、無藤先生がおっしゃってくださったように、幼稚園時代よりも保育時間を1時間延長しています。愛日幼稚園時代は2時に降園していたのですが、1時間延ばしたということで、その経緯ですが、四谷子ども園創設のときに、区としては公立幼稚園の子どもたちの降園の様子を見ていたと。すると、3時ぐらいまで親子で園庭で遊んでいるという姿が見られたので、その時間を保育時間としてカバーしてしまおうかという話があったそうです。それから、15時の降園だと簡単なパート勤務は短時間として就労証明を出さなくても、入園できるという理由で、15時に延長したと聞いています。

先程の午睡明け短時間児と長時間児が、一度集まるということは、非常に学級としての連帯感もできるし、明日への期待とか意欲、どういことをしたいとか、また困ったこととかを、一部違う園生活をしていながらも話し合える時間が持っています。これは実施後わかったことですが、1時間延長することで、午睡の後、集まることもできるので、よかったと新宿区の中では捉えております。

それから、2番目の外部の教育力の活用で、さまざまな方へどんな配慮をしているかについては、外部の教育力を得る時は教育的に子どもたちにどのように与えていくかというねらいも明確にし、考え、外部の方に伝えていくということを大切にしています。

また、今後は園が教育力の提供を受けるだけでなく、広く社会に対し、「子ども理解」のために、開いていくことが重要であると思います。一つの例として、女子美の学生さんなどとも5年ぐらい継続して実施している連携があります。活動の打ち合わせに入る前に、どのような遊びにしていけるか、決めるために、1つの遊びについても、学生が、個別に5パターンくらいの内容を持ってきて、本園職員へのプロポーザルするのです。もうすぐ社会に出る者たちなので、厳しく審査してやってくださいと大学の先生方からのお話もあります。この点をこう変えて、これを採用します。と本園職員も回答します。そうすると、やはり社会は厳しいね。と先生方が実感したり、また、こちらも学生に丁寧な説明をしていかないと、教育力のほうにつながらないというようなところが分かっていきます。また、学生たちが提供する活動を子どもたちが行くと、保育者の私たちには見せないような表現が出てきたり、笑顔が出てきたり、生き生きしたりということを目の当たりにし、私たちもさまざまなところで得るものがあります。とにかく打ち合わせを大事にするということを重要視しております。

研修についてですが、保育教諭研修を、区の方からもおりにてきましたので、始めています。それが年に12回くらい、私も指導者として園内の研修を副園長と分担してやっています。外部の研修も含みます。

通常の園内研究は、幼稚園内研が月1回、乳児園内研が月1回で、あと職員会議が1回なので、夜集まる会議というのが月に3回あります。そういう短い時間の中で、効果を上げるためには、研究推進委員がとても重要な役割を果たしています。土曜日は子ども達が少ないので、推進委員の先生方の土曜日当番と一緒に推進委員会を土曜日に開いています。その後、学年リーダー会におろしたりしてすすめています。とにかく課題を明確にして、計画を立てて、推進していくことが重要と考えています。園内研究は、そんなやり方をしています。

研究のような新たな課題に取り組む意欲をもってもらうには、何よりも、毎日毎日187人もいるといろんなトラブルやクレームの前あたりのことがあるのですが、そういうものをなるべく早く園長、副園長、子育て主任のところへ上げてもらって、トラブルを解決しておくとういようです。先生たちが安心してこういうものに割く時間ができてくるというのが、私たちの手応えとしてはあります。

最後に、指導計画ですけれども、私たちの工夫としては、週の反省であったことを忘れないうちに年間指導計画とか、期案の中に赤字で書き込んでおいて、それを幼稚園内研、乳児園内研のときに出し合っています。1学期に1度くらい指導計画の改善点について話し合いをもつことが、確実に改善できる工夫と考えています。

以上です。ありがとうございました。

無藤座長 ありがとうございました。

では、渡邊英則委員、お願いします。

渡邊委員 風の時間の充実というか、午後の時間でどういう要素が欠かせないかと神長先生から言われました。幼稚園は1日4時間が保育標準時間だったということから、では午後の時間、子どもたちはどこで過ごしていたのだという話の中でいけば、地域で過ごす場所がなくなって、今、家庭でもゲームをやったりつまらないという子がいたら、園の中にそういうをつくるということが必要です。幼稚園の預かり保育でもそうなのですが、預かり保育みたいに預かっていけばいいという話にならないということがすごく大事だということです。幼稚園の預かり保育の話は私は横浜でいろいろ聞いたりする中で、9時から2時までどんな保育をしていても、それ以降の保育の中で結構自由性があり、いろんな地域の中に出ていったり、いろんなことをできたりとか、認定こども園だったら幼児と乳児が一生懸命遊んだりとか、近くの高校生が来たりとか、さまざまな中で可能性が結構ある。そのような時間をどうおもしろくするかというのは、保育者にとって結構楽しい時間だろうと思っているので、そういう意味では、もちろん9時から2時までが楽しかったらそれを続ける場合もあれば、午前中にプールですずっと遊んでいたとしたら、少し違う活動を入れて、ゆったりした生活をしようとか、風の時間だからこそ、毎日のように例えば森のよ

うちえんみたいに森のなかに行ってみて、そこの中で発見したものがまた光の時間に戻ってくるとか、さまざまな工夫ができる。このような指導計画のおもしろさみたいなところがもうちょっと、ただ長時間預かるという話ではないところで語られてもいいのかなと思います。また、それが地域のつながりにもなっていくということがすごく大事なことになるだろうと思います。

このような保育になっていくと、例えば風ならではの保育という中に、光の時間では踊れない子たちが2歳の子とか1歳の子と一緒にいたら踊ったとか、風の時間のところで丁寧に一人一人個別にかかわってあげたら、光でできなかったことができるようになったとか、結構偶然性が起こったり、子どもが変わっていたということも出てくることもあって、そういう意味では、認定こども園という一つの大きな生活の流れの中で、子どもたちそれぞれが育っていくような場ができていくことも大事だし、家庭の中でとか、地域の中で経験してきたことを、園にちゃんと生かしてくれるような子どもたちがいることも大事かなと思っています。

2歳から3歳に関しては、岡村先生のところと実は全く違って、うちは進級児が11人ぐらいしかいないので、3歳の各クラスに5人ぐらいしか進級した子はいません。その子たちが最初はクラスを引っ張ってくれるかと思っていたら、どんどん不安になっていってしまう。そこで、その子たちをどのようにフォローするかというのを配慮する必要があります。それぞれ新たに入ってくる子たちと進級していく子たちの中の、2歳から3歳と一緒にになっていくときのなり方によって、保護者のほうの不安も相当違っていたりすることがあります。

研修についてですけれども、今、はやりではあるのですが、ドキュメンテーションみたいに写真を撮って保育を語っていくほうが、これはおもしろかったなどと、保育を語りやすい。今日お見せしたおんぶひもに挑戦していたのは1歳の子ですが、あのおもしろさを5歳とか4歳を担当する保育者たちも知っていたりすると、その子に対して興味を持ったりとか、どんどん話が広がっていく。そういう子どもの話が飛び交うというか、研修みたいな形でみんなで話し合うというのももちろんあるのですけれども、子どもがおもしろかったといって写真をぼんと見せ合うみたいなことは、今の若い保育者たちは携帯でいろいろなことを送り合ったりすることに慣れていることもあって、子どものことを語り合うような文化をどうつくっていくかが大事なことはないのかと思っています。

子育て支援についても、大日向先生とかいろいろな方たちから意見をいただいたのですが、子育て拠点の中に、庭があって土があるところがあると、そこでお母さんたちが、泥んこで遊んでもいいんだとか、子どもはこんなことを喜ぶんだと思って、そういうことを大事にして入園してくる方と、子育て拠点がきれいでいつも片づいて汚れないようなところから来る方たちとが違ってたりする。うちの1歳、2歳の一時預かりに来てくださっている人たちもそうなのですが、子どもってこんなことをすると喜んだり、そういうことをやっていいんだと保護者のほうに訴えるだけで、入園してくる前も入園してから

も、変な苦情みたいなものが来ないというか、子どもはこういうことが大事なんだとわかっていくことが、まず、子育て支援の一步かなと思っています。認定こども園がどういう発信をするかというのはすごく大きな課題になっているし、その発信の中身を大事にしていかなければいけないことだろうと感じています。

無藤座長 ありがとうございます。

それでは、汐見委員にもぜひ御発言をお願いします。

汐見座長代理 まとめていかなければいけないようです。

今日お三方のヒアリングをして、論点がかなり鮮明になってきたという印象を受けました。

もともと今の教育・保育要領は実施されてまだ2年なものですから、本来ならばそんなに大幅に改訂するという時期ではなくて、まずはこれでやってみた上でという時期だと思うのですが、特別な事情が幾つかあるということですね。

1つは、認定こども園が急速にふえているということで、2年前にスタートしたときからかなり事情が異なってきているということがまずありますね。

それから、幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂が並行して進められていて、それをどう反映させるのかということがもう一つあるということで、たった2年ですけれども、それなりの改訂をしなればいけないのだということなのです。

その際、今日出された、私なりに整理してみたのですけれども、1つは、いろいろふえてくると、本来、特に幼保連携型認定こども園が目指していった施設と必ずしもそぐわないようなことをやっているところがかなり散見されるということで、そういうところに対しては、こういうことを目指しているのですということをはっきり理解できるような書き方を改めて工夫する必要があるということが一つ出てきた気がいたします。

実際に3園それぞれが違う事情と、それぞれ大変な努力をされているということがよくわかったわけですが、その中で、各園が抱えている課題を少しでも解決できるような記述が必要なのだということが見えてきたような気がいたします。

1つはコアの時間と、あとの時間、どういう言い方をすればいいのかということも多分論点だと思うのですが、スクールに対してアフタースクールという概念が今、出てきていますね。だから、正規の教育時間に対するアフタースクールの時間との関係なのかもしれませんが、これについているんな悩みがあるというところをどのように考えたらいいいのかということをごとまで書けるかということも出てきました。これはこれから詰めなければいけないわけです。

それから、子育て支援について、前回つくるときに、義務だということだったのですが、実際にどのぐらいのことが可能なのかという議論は十分に切れなかった論点なのかもしれないです。園が今、何をやっているか、どうしているかということをごとに伝えるのがまず大事なのだという意見も出てまいりましたけれども、さまざまな支援施設、拠点施設等々ある中で、認定こども園の子育て支援が、岡村委員がおっしゃったように、メンバーを固

定してしまうという問題などのこともあって、そのあたりをどう記述できるか、かなり書かれているのですが、それをもう少し見直して、丁寧に書いていく必要が出てきました。

2歳から3歳のつながりが意外と丁寧にやらなければいけない。多様なタイプの園があると同時に、そのタイプと現在の親の状況、子どもの育ちの状況に応じて丁寧に集団に移行していくことが必要だということで、そこをどう書いていくかということも課題だと思いました。

長時間になりますから、先生方の連携や情報共有というものが物すごく大事なのだということも論点として出てまいりましたし、今日の議論をもう一遍整理していただくと、このあたりをもう少し書いておかなければいけないということがもう少し整理できるのではないかと改めて思いましたが、今日、ヒアリングして、とてもその点はよかったと思います。

もう一つは、幼保連携型認定こども園の実践がさまざまに深まってくると、もう少し長中期的に幼保連携型認定こども園を今後どのように発展させていくべきなのかということが、常に論点として出てきていたような気がしています。現在のところ、まだ一体化という言葉を使うということは、幼稚園とか保育園が基本、標準モデルで、それをくっつけてなるべく一体にするということですがけれども、幼保連携型認定こども園の将来的な像としたら、むしろこれが標準モデルであって、幼児教育施設としたら、まず、ベースに幼保一体型の認定こども園があって、それは親が働いていても働いていなくても、希望によっては午前中中心でもいいし、3時に帰っても4時に帰っても5時に帰ってもということで、それはニーズによってさまざまに利用できるのだということが本当にたくさんあるのだということに将来なっていく可能性があるわけです。そのようになったときの幼保連携型認定こども園の教育・保育要領は、幼稚園と保育園の子をくっつけてやるというだけではなくて、むしろ独自につくって幼稚園、保育所のほうが参考にさせていただくということになっている可能性もあるわけですね。そういうことをにらんでやっていかなければいけない。今回はそれは必ずしも十分論点にし切れるわけではないので、つないでいかなければいけないことだと思うのです。

そういうことがさまざまに出て、それから、ケアリングというのをベースに考えたらいいという意見が出ていましたし、特にアタッチメント等の子どもの心の育ちというあたりをもう少し一本通さなければいけないのではないかというのも出てきましたけれども、これも、これから長中期的に検討していく課題としてちゃんと記録に残しておいて、議論し続けていくテーマとして引き受けたいと私は思いました。

無藤座長 ありがとうございます。

今の汐見委員の整理で今後の枠組みとして非常にうまく整理していただいたと思います。時間が過ぎて申しわけございません。本日はここまでにさせていただきたいと思います。

なお、本日お出しいただいた意見につきましては、事務局で論点ごとに趣旨を整理していただくようお願いしたいと思います。

また、今日は時間が十分ではございませんでしたので、御意見、その他お気づきの点につきましては、事務局にペーパーでお寄せいただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、次回以降の日程につきまして、事務局より御説明をお願いします。

里見参事官補佐 資料6をごらんください。次回は第3回目、8月2日火曜日、13時～15時までを予定しております。場所はまた追って御連絡いたします。

議題につきましては、幼保連携型認定こども園としての特に配慮すべき事項についてを中心に御議論をしていただく予定でございます。

その後の予定でございますけれども、第4回を8月30日火曜日15時～17時、第5回は9月16日金曜日の16時～18時、第6回は10月5日水曜日17時～19時と予定をしております。

おおむねこの6回で内容を固めて取りまとめを行う予定でございます。毎月1回もしくは2回の開催ということで、大変短期間でございますけれども、ぜひとも先生方の御協力よろしくお願いいたします。

以上でございます。

三谷参事官 追加でお願いしたいと思います。

今、事務局としてお願いをしましたように、これからの回数は非常にタイトになってまいります。今、こういったことを今後書いていったらいいのではないかという御意見をたくさんいただきました。

ぜひお願いをしたいと思いますのは、特に次回とかその次などというのは非常に大きなポイントになる議論になるかと思えます。そういったところで、今の段階ですから、ばくっとしたもので結構だと思いますが、例えば具体的にこのように書き込んでいったらいいのではないかといったようなものがもし今の段階からでもいただけるのであれば、事務局としては非常に助かると思っておりますし、また、そういったところをベースに議論をしていくことによって、より深い議論が少ない回数でもできるのではないかと考えています。事務局からも追ってそのあたり、お願いというか御連絡をしたいと思っておりますが、ぜひそのあたり、御協力いただけるとありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

無藤座長 ということで、もっと簡単に言えば、8月の初めと終わりにあるわけですがけれども、そこで教育・保育要領の具体的な文言に即した議論をおおむね完成に近い形にしないとスケジュール的には間に合わなくなるということなのですね。

かつ、私が聞いているところでは、幼稚園教育要領及び保育所保育指針はそれぞれ7月中旬に具体的なイメージが出てくるらしいので、認定こども園の独自のあり方を尊重すべきではあるのですが、そちらに任せられる部分は任せて採用しながら、できる限り認定こども園ならではのところに集中しながら議論をぜひお願いしたい。

特に、今、参事官から話がありましたように、具体的なこの部分はこうするとか、ここにもっとこの言葉なり趣旨を入れるべきであるとか、これはこちらに移すべきであるとか、そういうところまで踏み込んで、ぜひ具体的な文章として事務局にお寄せいただくと、8月の初めの議論が生産的になると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、本日の検討会はここで終了させていただきます。時間が延びて申しわけございませんでした。御出席の皆様、どうもありがとうございました。